

議 事 録

令和2年度四万十町農業委員会10月総会

日 時 令和2年10月26日(金)午後2時00分 開議

場 所 四万十町役場 本庁 東庁舎 多目的ホール

日 程

- | | | |
|-----|--------|---------------------------------|
| 第1 | 指定第13号 | 会期の決定について |
| 第2 | 指定第14号 | 議事録署名委員の指名について |
| 第3 | 報告第14号 | 農地法第18条の規定による合意解約通知について |
| 第4 | 報告第15号 | 農地法第3条の3の規定による届出について |
| 第5 | 報告第16号 | 非農地証明事務処理報告 |
| 第6 | 議案第36号 | 農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について |
| 第7 | 議案第37号 | 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について |
| 第8 | 議案第38号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について |
| 第9 | 議案第39号 | 四万十町農用地利用集積計画の決定について |
| 第10 | 議案第40号 | 農用地利用配分計画案に対する意見決定について |
| 第11 | 議案第41号 | 四万十町農業振興地域整備計画の変更について |
| 第12 | 議案第42号 | 農地利用最適化推進施策等に関する意見書の提出について |
| 第13 | 議案第43号 | 農地利用最適化推進委員の補充について |
| 第14 | | その他 |

〔出席委員〕

- | | | | | |
|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1. 下元 弘章 | 2. 掛水 誠幸 | 3. 廣井 栄治 | 4. 小野 重明 | 5. 濱田 誠 |
| 6. 下元 誠一郎 | 7. 浜田 大彰 | 8. 欠席 | 9. 太田 祥一 | 10. 山本 道雄 |
| 11. 甫喜本 治誠 | 12. 山脇 文男 | 13. 伊藤 智江 | 14. 武内 道則 | 15. 吉良 榮 |
| 16. 竹内 純 | 17. 中原 英昭 | 18. 宮脇 真弓 | 19. 林 幸一 | |
| 20. 中城 康子 | 21. 岡村 博晶 | 22. 西井 健夫 | 23. 西内 一隆 | 24. 市川 絢子 |
| 25. 窪田 良一 | 26. 欠席 | 27. 市川 正司 | 28. 欠席 | 29. 石田 芳秋 |
| 30. 澤田 憲男 | 31. 欠員 | 32. 山本 奨一 | 33. 東出 一茂 | 34. 宮谷 和夫 |
| 35. 欠席 | 36. 上野 渡 | 37. 欠席 | 38. 佐々木 通 | 39. 梶原 美智 |

〔欠席委員〕

8番 宮崎 恵美子、26番 甲把 雄、28番 大西 博之、35番 山崎 力、37番 田村 守

〔事務局〕

西田 尚子・林 和利・田中 淳一郎・池本 拓矢・山川 美恵

〔農林水産課〕

岡村彩世

事務局長 それではただ今より、令和2年度四万十町農業委員会10月総会を開催いたします。ご起立ください。礼。ご着席ください。会に先立ちまして、会長よりご挨拶申し上げます。

会長 皆さん、こんにちは。大変お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。本日は、生姜農家とか薬草農家が大変忙しいという事で、かなり欠席の方が増えておりますが、どうぞよろしくお願ひします。
新嘗祭の方も山本道雄さんはご苦労なさって立派なお米を作ってくださいました。本来なら皇居に行って献上するとなっているのですが、今回は送るということになったそうです。山本道雄さんお疲れ様でした。実行委員会から奉加帳が回ってきていますので、お構ひない方は、休憩時間に1人千円を目安に事務局に渡していただければと思いますのでご協力のほどよろしくお願ひいたします。また、先日の10月17日に満天青空レストランでご夫婦がにこまるで出演されて四万十のにこまるがピーアールできたのではないかと思います。それでは、10月総会を始めますのでどうぞよろしくお願ひいたします。

議長 それではただ今から、令和2年度四万十町農業委員会10月総会を開会いたします。総会は、四万十町農業委員会会議規則第7条第1項の規定により、会長が議長を務めることになっておりますので、よろしくお願ひします。

それでは、総会の開会にあたり、四万十町農業委員会憲章の朗読を行います。ご起立をお願いします。今回の発声は議席番号7番浜田大彰委員にお願いします。憲章は、添付資料の最後にございます。

7番 四万十町農業委員会憲章の朗読

委員 ～朗読～

議長 ありがとうございます。ご着席ください。

本日の会議に、8番宮崎恵美子委員、26番甲把雄委員、28番大西博之委員、35番山崎力、37番田村守委員から欠席の届けが出ております。

議長 次に、会議成立についてですが、四万十町農業委員会会議規則第9条の規定により農業委員18名、推進委員15名となっており、過半数の委員が出席しておりますので、本日の会議は成立いたします。

本日の議事日程はお手元に配布しているとおりです。それでは、議事に移ります。

日程第1、指定第13号「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。令和2年度四万十町農業委員会10月総会の会期は、令和2年10月26日の本日1日といたしますが、これにご異議ありませんか。

委員 (「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、本総会の会期は本日 1 日といたします。
次に、日程第 2、指定第 14 号「議事録署名委員の指名について」を議題とします。
四万十町農業委員会会議規則第 24 条第 3 項の規定により、議事録署名委員を 2 名指名
したいと思います。議長において指名することにご異議ございませんか。

委員 (「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、議事録署名委員に 5 番、濱田誠委員と、34 番、宮谷和夫委員を指
名いたします。なお、会議書記は事務局職員にお願いします。

議長 続いて、日程第 3 報告第 14 号 「農地法第 18 条の規定による合意解約通知につい
て」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 日程第 3 報告第 14 号「農地法第 18 条の規定による合意解約通知について」ご説明
いたします。ページは 3 ページです。件数は西部地域の 4 件になります。なお、借受人、
貸出人の氏名、住所については、議案書のとおりです。

番号 1 について説明いたします。土地の所在地、小野字白皇神田 1242 番、地目、畑、
面積、1,729 m²です。解約事由は、借受人からの申し出による双方合意です。合意年月
日、令和 2 年 9 月 28 日、引渡年月日、令和 2 年 9 月 28 日。こちらは、平成 29 年 8 月
1 日から令和 4 年 7 月 31 日まで利用権設定がされていました。

番号 2 について説明いたします。土地の所在地、小野字蕨川谷 1185 番、地目、畑、
面積、1,387 m²です。以下 1 筆あり、合計 2 筆で、面積が 2,072 m²です。解約事由は、
借受人からの申し出による双方合意です。合意年月日、令和 2 年 9 月 28 日。引渡年月
日、令和 2 年 9 月 28 日。こちらは、平成 29 年 9 月 1 日から令和 4 年 8 月 31 日まで利
用権設定がされていました。

番号 3 について説明いたします。土地の所在地、小野字シノヅノ上 1098 番、地目、
畑、面積、457 m²です。以下 3 筆あり、合計 4 筆で、面積が 2,289 m²です。解約事由は、
借受人からの申し出による双方合意です。合意年月日、令和 2 年 9 月 28 日。引渡年月
日、令和 2 年 9 月 28 日。こちらは、平成 31 年 5 月 7 日から令和 4 年 5 月 6 日までの利
用権設定がされていました。

番号 4 について説明いたします。土地の所在地、小野字シム子山 1264 番 1、地目、
畑、面積、2,550 m²です。解約事由は、借受人からの申し出による双方合意です。合意
年月日、令和 2 年 9 月 28 日。引渡年月日、令和 2 年 9 月 28 日。こちらは、平成 31 年
5 月 7 日から令和 4 年 5 月 6 日まで利用権設定がされていました。以上の農地ですが、
今月の議案には出ていませんが、今後新たな借受人と利用権設定を設ける計画です。

議長 報告第 14 号について事務局の説明が終わりました。これは、事務処理報告です
が何かありませんか。特になければ、報告第 14 号は終わります。

議長 続いて、日程第 4 報告第 15 号 「農地法第 3 条の 3 の規定による届出について」
を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 報告第 15 号 「農地法第 3 条の 3 の規定による届出について」 ご報告いたします。ページは、4 ページです。件数は、窪川地域 1 件、西部地域 1 件になります。

なお、相続人の氏名・住所については、お手元の議案書のとおりです。

それでは、番号 1 について説明します。土地の所在、川ノ内字タケノクボ 584 番 2、地目、田、面積、13 m²です。以下 13 筆あり、合計 14 筆で、面積が 17,624 m²です。

届出日、令和 2 年 9 月 8 日、届出事由、相続。あっせん希望については、希望しないとなっております。窪川地域からは以上です。

続きまして西部地域からです。

番号 2 について説明します。土地の所在、昭和字スカ谷 550 番 1、地目、畑、面積、485 m²です。届出日、令和 2 年 9 月 29 日、届出事由、相続。あっせん希望については、希望しないとなっております。以上で説明を終わります。

議長 報告第 15 号について事務局の説明が終わりました。これは、事務局処理ですが何かありませんか。特になければ、報告第 15 号は終わります。

議長 続いて、日程第 5 報告第 16 号 「非農地証明事務処理報告について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 報告第 16 号 四万十町非農地証明書発行事務取扱要領第 6 項及び四万十町農業委員会事務局規定第 8 条第 5 号の規定により非農地証明書を発行しましたので報告いたします。議案書 5 ページをご覧ください。今月は全部で 2 件となっております。

番号 1 番です。添付資料は 1 ページから 2 ページです。魚ノ川字庵ノ川 351 番 14、地目、田、面積、123 m²です。申請地は平成元年頃より駐車場として利用されています。令和 2 年 10 月 6 日、担当委員、職員で現地確認し、証明基準のエ 人為的に転用した土地で既に 20 年以上経過している土地であると認め、非農地証明を発行しております。

続きまして西部地域から報告します。

番号 2 番、添付資料は 3 ページから 4 ページをご覧ください。土地の所在地は、里川字フリツキ 81 番 3 の 1 筆で、地目は畑、面積は 66 m²です。申請地はほとんどが耕作不可能な斜面地であり、農業機械等の利用も危険であるため、平成元年頃より 30 年以上耕作放棄となっている状況で、四万十町非農地証明事務取扱要領 第 4 証明基準のウ やむを得ない事情によって 10 年以上耕作放棄されたため、農地への復旧ができない土地と認め、令和 2 年 10 月 6 日、担当委員さんと現地確認の結果、非農地証明を発行しております。西部地域から以上です。

議長 報告第 16 号について事務局の説明が終わりました。これは、事務処理報告ですが何かありませんか。特になければ、報告第 16 号は終わります。

議長 続いて、日程第 6 議案第 36 号 「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 36 号 「農地法第 3 条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」
ご説明いたします。議案書は 6 ページです。窪川地域が 1 件、西部地域が 1 件となっ
ております。

譲受人・譲渡人の住所・氏名については議案書のとおりです。

申請地の位置等は添付資料の 5 ページからご覧ください。

番号 1 番、土地の所在地、根元原字八頭谷 386 番 55、地目、畑、面積、1,018 m²です。
権利事由は所有権移転の贈与です。譲受理由は本人希望、譲渡理由は相手方の要望です。
譲受人の下限面積は達成しています。申請地では、野菜等を栽培する計画となっております。

続きまして西部地域からです。番号 2 について説明いたします。申請地の位置等は、
添付資料の 6 ページをご覧ください。土地の所在地、大井川字奈路 1553 番 1、地目、
畑、面積、150 m²です。以下 2 筆あり、合計 3 筆で面積が 895 m²です。権利事由は、所
有権移転の売買になります。譲受理由は、相手方の要望で、譲渡理由は、県外在住によ
る耕作困難です。申請地では、野菜と栗を耕作する予定です。以上、農地法 3 条第 2
項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長 議案第 36 号について事務局の説明が終わりました。

担当委員の補足説明をお願いします。1 番、下元弘章委員。

1 番 現況は畑であることを確認しています。譲受人は農機具等を所有しており専従農家と
して経営がなされており、農地を効率的に利用しています。譲受人は、家族も農作業に
従事出来る状態で、年間 150 日以上農作業に従事していることを確認しています。周辺
農地には営農上悪影響を与えないことを確認しています。譲渡人は高齢で、譲受人と譲
渡人は親類関係で、所有権移転は贈与という形で譲渡しました。以上です。

議長 それでは、番号 2 番。13 番、伊東智江委員。

13 番 番号 2 について説明いたします。現況は畑であることを確認しています。譲受人は、
農地を有効的に利用しています。譲受人は、年間 150 日以上農作業に従事していること
を確認しています。取得する農地の周辺農地には営農上悪影響を与えないことを確認し
ています。譲受人は、大井川地域で水稻を耕作しており、大正より通っていたそうです。
今回、大井川に引っ越しをされるにあたり、土地を探されていたそうです。譲渡人は、
県外在住のため耕作困難な状況であり、今回の売買に至ったということです。今回取得
の畑では栗と野菜を栽培するとのこと。以上の結果、番号 2 の所有権移転の売買は
問題ないと判断しました。以上です。

議長 議案第 36 号 番号 1 番について質疑を許します。質疑はありませんか。

15 番 議案書と資料の面積が違うのですが。

事務局 私の転記ミスです。1,018 m²が正解です。

事務局 他に何かありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第 36 号 「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について」原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第 36 号 「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について」原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 7 議案第 37 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第 37 号 「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」説明します。議案書につきましては、7 ページ、添付資料につきましては、7 ページから 8 ページをご覧ください。今月は西部地域からの 1 件となっております。

番号 1 番について説明いたします。申請地は 1 筆です。土地の所在地、下道字ダバ地 228 番 4、地目は畑、面積は 210 m²の内 21.71 m²です。申請人は記載のとおりです。転用目的は、墓地。転用理由は、納骨堂の移設及び新設です。農地区分につきましては、だ 1 種、第 3 種のいずれの要件にも該当しないその他の農地、第 2 種と判断しております。転用計画につきましては、8 ページの土地利用計画図に示している形で納骨堂を整備する計画です。周囲の状況は、公衆用道路、同意ありの田と畑のほか、自己所有の畑、宅地、雑種地となっております。土地の造成計画につきましては、現状のまま利用し整地後に砂利敷きにする計画です。進入路につきましては、西側の道を利用し進入をします。排水計画につきましては、雨水のみ自然浸透する計画です。関係法令につきましては、墓地埋葬法の申請は現在、申請中であることを担当課で確認しております。資金計画につきましては、金融機関の残高にて必要な事業費以上であることを確認しております。以上です。

議長 議案第 37 号について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。39 番 梶原美智委員。

39 番 24 日土曜日にご本人に話を聞いて来ました。今現在の墓地が足場の悪い所で、今後管理が大変になるので、近くに移設をしたいということです。

議長 議案第 37 号について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。
議案第 37 号 「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。
よって、議案第 34 号 「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 8 議案第 38 号 「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 38 号 「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」をご説明いたします。議案書は 8 ページです。今月は窪川地域の 2 件です。それでは、番号 1 番について説明します。添付資料は 9 ページから 17 ページです。申請地は、7 筆、土地の所在、中ノ越字ソヲノカイ 197 番、地目、田、面積、2,380 m²。ほか 6 筆あり、合計 7 筆、8634.66 m²の農地です。権利事由は、売買による所有権移転です。譲受人・譲渡人は、記載のとおりです。転用目的は、農業用施設 ニラ集出荷場の新設です。転用理由は、JA 高知県が高西地区と幡多地区のニラ集出荷場を集約し新たに新設するものです。農地区分ですが、申請地は「農用地区域内」の農地ですが、四万十町の定める農業振興地域農用地利用計画において、農用地区域内の「農業用施設用地」に指定されております。その為、今回の申請は、農業用施設用地に指定された農地を、農業用施設へ転用するものですので、許可は可能と判断しております。転用計画につきましては、10 ページの土地利用計画図に示している形で、集出荷場、駐車スペース、予冷庫、事務所などを整備する計画です。

周囲の状況・影響については、北側は県道、その他周囲の農地はすべて同意を得ており、特に影響がないものと考えています。

土地の造成計画については、添付資料 15 ページから 17 ページにありますように、県道面の高さまで 1m ほど盛土し、周囲は擁壁で仕上げる計画です。

進入計画については、北側県道より 2ヶ所設け、進入します。

排水計画についてですが、雨水は敷地内に水路を新設し、集水枘を設け、隣接する水路へ排水します。合併浄化槽の排水は北側に隣接する県道側溝に接続させ排水します。水路への雨水排水については地域の営農組合代表から承諾をえています。県道側溝への排水については、現在協議中ですが許可可能と聞いております。

資金計画、事業の確実性については、JA 高知県の実施する事業であり、また、事業実施の確約書の提出があり、確実に実施されると判断しています。番号1は以上です。

続きまして、番号2、添付資料は18ページから20ページです。申請地は、2筆土地の所在、中神ノ川字津々良口175番3、地目、田、面積35㎡、同所字同176番5、地目畑、面積78㎡の合計2筆、113㎡の農地です。権利事由は、売買による所有権移転です。

譲受人・譲渡人は、記載のとおりです。転用目的は、進入路、駐車場の新設です。

転用理由は、既存住宅への車両進入路、駐車場を新設するものです。

農地区分ですが、第1種、第3種のいずれの要件にも該当しないその他の農地、第2種と判断しております。

転用計画につきましては、19ページの土地利用計画図に示している形で、地番176-3の居宅に隣接する形で、進入路、駐車場を整備する計画です。この図面では表示されていませんが、東側に町道があり、町道から新設する橋までは、679番3、地目、雑種地の土地に、車両が通行できる幅の進入路が整備されています。

周囲の状況・影響については、周囲すべて譲渡人、譲受人の農地であり、影響はないものと考えています。土地の造成計画については、特にありません。

排水計画についてですが、雨水のみであり、駐車場内は砂利敷の為自然浸透、浸透しきれない水については隣接する水路へ排水します。また、進入路はコンクリート舗装となっており、隣接する河川へ排水します。雨水排水について町の担当課と協議しており、承諾は得ています。資金計画については、自己資金にて必要な事業費を確保していることを確認しています。以上で説明をおわります。

議長

議案第38号について事務局の説明が終わりました。

担当委員の補足説明をお願いします。29番、石田芳秋委員。

29番

JAの責任者の方に10月22日に確認しました。補助事業ということもあり許可がおり次第早急に工事に入りたいという事を確認しております。面積的にも必要最低限で問題ないと思います。周囲の同意も取付けているという事を責任者の方に確認しております。地域の基幹産業であるニラの集出荷場を作るという事で、問題ないと思います。以上の結果、番号1番の転用は問題ないと判断いたします。

議長

それでは、番号2番。24番、市川絢子委員。

24番

譲渡人、譲受人双方に聞き取りをしました。譲受人は、現在、借家として貸していますが、将来的に譲受人の住居として使用する家屋への進入路がなく今回進入路を新設するにあたって譲り受けたもので必要最小限の計画であり、また、周辺農地の同意もあり、営農への支障もなく問題ないと思います。譲受人は、許可が出し次第、着手することも確認しています。以上です。

議長

議案第38号について質疑を許します。質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。
議案第 38 号 「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。
よって、議案第 38 号 「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 9 議案第 39 号 「四万十町農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。事務局の報告を求めます。

事務局 議案第 39 号「四万十町農用地利用集積計画の決定について」をご説明します。別紙のとおり、四万十町農用地利用集積計画を定め、令和 2 年 11 月 2 日付で公告したい旨、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、四万十町長より提出がありましたので、ご審議・ご決定をお願い致します。なお、提出されました申出書につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

議案書は 10 ページからになります。今月は窪川地域 30 件、西部地域から 1 件となっております。利用権設定を受ける者、利用権設定をする者の住所・氏名・賃借料等はお手元の議案書のとおりです。

番号 1 番から番号 30 番までは利用権の設定を受ける者が中間管理機構となっております。添付資料は 21 ページからです。

番号 1、土地の所在地、興津字岡ノ前 3828 番、地目、田、面積、868 m²です。

設定は更新です。期間は令和 2 年 11 月 2 日から令和 5 年 11 月 1 日までの 3 年間です。

権利の種類は、使用貸借権の設定です。

番号 2 番から番号 30 番までは、農地中間管理機構関連農地整備事業に伴う、基盤整備の計画地となっております。

件数、筆数も多いため一括説明とさせていただきます。添付資料は 25 ページから、位置図等は 85 ページから 91 ページをご覧ください。85 ページは床鍋、86 ページは影野、87 ページからは奥呉地、魚ノ川地区の図となっております。

番号 2、土地の所在、床鍋字熊野 1606 番、地目、田、面積、3,291 m²です。以下番号 30 番まで 107 筆あり、合計 108 筆で面積 108,919.14 m²です。関係者は 27 人となっております。設定はすべて新規です。期間は令和 2 年 11 月 2 日から令和 22 年 11 月 1 日までの 20 年間です。権利の種類は、すべて賃貸借権の設定です。

この件は、賃借料が設定されていますが、基盤整備工事が終了した後、担い手に転貸してから発生することや、品目によっては賃借料が変更になることの補足事項が申出書

に記載されています。窪川地域からは以上です。

続きまして西部地域からです。添付資料は 92 ページから 95 ページになります。番号 31 番、土地の所在地、小野字白皇神田 1238 番、地目は畑、面積ですが、4,963 m²ありまして、そのうち 2,144 m²が植栽面積となります。設定は更新の設定になります。期間は、令和 2 年 11 月 2 日から令和 5 年 10 月 31 日までの 3 年になります。作物は野菜を栽培する計画です。権利は賃貸借権での設定です。以上です。

議長 議案第 39 号について事務局の報告が終わりました。番号 31 番の担当委員の補足説明をお願いします。14 番、武内道則委員。

14 番 先週 22 日に借受人より話を聞いて来ました。現況は畑であることを確認しています。借受人は、8 年前より I ターンで十和に来られ、有機野菜を栽培しています。オーガニックレストランやインターネット販売で生計を立てているそうです。有機栽培の人は、地元の人と揉め事が多く、土羽の草を刈らないとか耕作放棄地みたいな大草の中からかぼちゃを収穫したりとか。隣の畑の人に話を聞きました。借受人の方は、土羽も年間 5 回くらい刈るし、畑等もアグリシートを敷いて綺麗にしている。顔を合わせば挨拶もするし、いい人ですよということでした。更新でもありませんので問題ないと思います。以上です。

議長 質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。
議案第 39 号 「四万十町農用地利用集積計画の決定について」原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。よって、議案第 39 号 「四万十町農用地利用集積計画の決定について」は原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 10 議案第 40 号 「農用地利用配分計画案に対する意見決定について」議題とします。

議案第 40 号 番号 1 番は、議席番号 7 番 浜田大彰委員が四万十町農業委員会会議規則第 20 条の、議事参与の制限に抵触しますので、退席をしていただき、審議、採決を行い、その後、番号 2 番の審議、採決を行います。

それでは、7 番 浜田大彰委員は退席をお願いします。

議長 事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 40 号 農用地利用配分計画案に対する意見決定について説明します。別紙のとおり農用地利用配分計画案について、四万十町長より提出があったので、

農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により意見の決定を求められたものです。ご審議、ご決定をお願いいたします。

議案書は 21 ページ。権利の設定を受ける者の氏名・住所・賃借料についてはお手元の議案書のとおりです。添付資料は 96 ページからをご覧ください。今回は 2 件です。

番号 1、土地の所在地、影野字寺ノ前 929 番、地目、田、面積、3,192 m²です。

権利の種類は使用貸借権の設定です。期間は県認可日から令和 17 年 9 月 30 日まで。受け手は、認定農業者です。水稻を栽培する計画です。

議長 事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。
はい、事務局。

事務局 大西博之委員が、本日欠席のため 10 月 22 日に確認した旨の報告がありましたので報告します。

番号 1 について、借受人から確認しました。借受人は認定農業者でもあり、地域の担い手でもあります。配分計画案のとおりで特に問題ないと報告がありました。以上です。

議長 議案第 40 号について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第 40 号 「農用地利用配分計画案に対する意見決定について」番号 1 番を原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第 40 号 農用地利用配分計画案、番号 1 番については、原案のとおり可決されました。

7 番 浜田大彰委員の除斥をとき、着席をしていただきます。

議長 浜田大彰委員、番号 1 番は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、番号 2 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 番号 2 番について、土地の所在地、興津字岡ノ前 3828 番、地目、田、面積、868 m²です。権利の種類は使用貸借権の設定です。

期間は県認可日から令和 5 年 11 月 1 日まで。再設定で水稻を栽培する計画です。

議長 議案第 40 号 番号 2 番について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。33 番、東出一茂委員。

33 番 番号 2 番について、借受人から確認してきました。借受人は長年にわたり農業をされ、地域の担い手でもあります。年間 150 日以上農作業に従事されています。現地は田であり、周辺農地に悪影響を与えないことも確認しています。水稻を作る計画です。更新であり配分計画案のとおり問題ないと思います。以上です。

議長 議案第 40 号 番号 2 番について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第 40 号 「農用地利用配分計画案に対する意見決定について」番号 2 番を原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第 40 号 農用地利用配分計画案、番号 2 番については、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 11 議案第 41 号 「四万十町農業振興地域整備計画の変更について」を議題とします。

本議案は、農業振興地域整備計画の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 2 項の規定に基づき、令和 2 年 10 月 9 日付けで、町長より協議のありました、四万十町農業振興地域整備計画の変更について、農業委員会の意見を具申するものであります。

編入案件の番号 45 番は、15 番 吉良榮委員が、四万十町農業委員会会議規則第 20 条の、議事参与の制限に抵触しますので、編入案件、番号 45 番以外の審議、採決を行い、その後、15 番吉良榮委員に退席をしていただき、番号 45 番の審議、採決を行います。

その後、除外案件について審議、採決を行います。

担当課の説明を求めます。まずは、編入案件の番号 45 番を除いたものをお願いします。

農林水産課 それでは、「四万十町農業振興地域整備計画の変更について」ご説明させていただきます。まず、編入案件からご説明させていただきます。整理番号 45 を除き、

47筆、29,316㎡。今回の編入案件につきましては、令和2年度5期から中山間地域等直接支払制度に新規で加入するために編入すると申出のあった農地となります。資料の1から4ページをご覧ください。整理番号1から44、46から48で、関係者は記載のとおりです。現況地目は、田が36筆、20,102㎡。畑が11筆、9,214㎡です。合計47筆。29,316㎡が新規に編入したいと申出がありました。以上です。

議長 担当課からの説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第41号 編入案件の番号45番を除いたものについて、編入に賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第41号 編入案件、番号45番以外については、原案のとおり可決されました。

続いて、番号45番の審議を行いますので、15番 吉良榮委員は退席をお願いします。それでは、番号45番について説明をお願いします。

農林水産課 編入45番について説明させていただきます。整理番号45、こちらも令和2年度5期から中山間地域等直接支払度で新規に加入するために編入の申出のあった農地となります。資料の4ページをご覧ください。整理番号45、記載のとおりとなっております。現況地目は田が1筆、395㎡です。合計1筆、395㎡を新規に編入したいと申出がありました。以上です。

議長 番号45番の説明が終わりました。

議長 質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第 41 号 編入案件の番号 45 番の編入について、賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第 41 号 編入案件、番号 45 番の編入については、原案のとおり可決されました。

15 番 吉良榮委員の除斥をとき、着席をしていただきます。

吉良榮委員、番号 45 番は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、除外案件の説明をお願いします。

農林水産課 除外案件について説明させていただきます。資料の 68 ページをご覧ください。整理番号 1 番、関係者は記載のとおりです。農地は大字見付字カヤノ木 706 番 1、現況は休耕地ということで申出がありまして、現況地目自体は田となっております。地積 173 m²を宅地、一般住宅に供したいと申出がありました。続きまして、整理番号 2、及び 3 番です。関係者は記載のとおりです。農地は、大字見付字カヤノ木 755 番 1、同じく 762 番 5。現況地目は、畑と田となっており、それぞれ地積が、312 m²、687 m²を宅地、農家住宅に供したいと申出がありました。続きまして、整理番号 4 番、関係者は記載のとおりです。農地は大字見付字轟川 849 番、現況地目は田、地積、2,175 m²のうち 741.27 m²を宅地、農家住宅に供したいと申出がありました。続きまして、整理番号 5 番、関係者は記載のとおりで、農地は大字見付字轟川 849 番、現況地目は田、地積、2,175 m²のうち 489.54 m²を宅地、一般住宅に供したいと申出がありました。続きまして、番号 6 番、関係者は記載のとおりで、農地は大字若井川字東田 1674 番 1、現況地目は田、地積、490 m²を宅地、農家住宅に供したいと申出がありました。続きまして、番号 7 番、関係者は記載のとおりで、農地は大字平串字高尾 988 番 7、現況は畑、地積、107.39 m²のうち 46.09 m²を宅地への進入路に供したいと申出がありました。続きまして、番号 8 番、関係者は記載のとおりで、農地は大字瀬里字庵免 362 番、現況地目は田、地積、1,164 m²のうち 31 m²を林産物展示保管庫への進入路に供したいと申出がありました。整理番号 9 番、10 番、関係者は記載のとおりで、農地は大字昭和字サガリ乙 279 番 2、乙 281 番 1。現況地目は共に畑、地積は 128 m²と 209 m²となっており、宅地、一般住宅に供したいと申出がありました。以上合計で 10 筆、3,306.9 m²について除外したいとの申出がありました。以上の案件についてご審議の程よろしくお願いいたします。

議長 除外案件の説明が終わりました。

質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。
議案第 41 号 除外案件について賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。
よって、議案第 41 号 除外案件については、原案のとおり可決されました。
これで、議案第 41 号 四万十町農業振興地域整備計画の変更については、すべて終了し、異議ない旨、四万十町長へ回答することに決定しました。
なお、軽微な変更や修正がある場合は、町当局と会長の協議で行うものと思いたいと思います。
ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議が無いようですので、そのように決定いたします。

議長 続いて、日程第 12 議案第 42 号 「農地利用最適化推進施策等に関する意見書の提出について」議題といたします。
建議検討委員会の説明を求めます。10 番山本道雄委員長お願いします。

10 番 今回、建議検討委員会のメンバーの皆さんには、何回か集まっていただきまして、大変ご苦勞をお掛けしました。何とか事務局にまとめていただきまして、このような形で意見を町長に提出することとなりました。

それでは、農地利用最適化推進施策等に関する意見書の提出について説明いたします。

四万十町長、中尾博憲様、令和 2 年 11 月 6 日予定です。農業委員会会長林幸一。
四万十町農業委員会 2020 年意見書。平成 28 年 4 月の農業委員会等に関する法律の改正に伴い、平成 30 年 9 月農業委員 19 名、農地利用最適化推進委員 20 名により新体制での組織が発足されました。新体制に於いても、農業委員会は、四万十町の農業者の代表として農地制度の適正な執行、意欲ある担い手の確保・育成、農地の利用集積や遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進等に向けて活動を進めています。

また、近年高齢化や担い手不足により農業を取り巻く情勢は一層厳しいものとなっており、そのような状況の中、将来に農業を引き継いでいくよう「人・農地プラン」の実質化にむけて農林水産課とともに取り組んでいます。

これらの取り組みを通じて出された意見や要望を基に「農地利用の最適化」を今後一層推進するため、農業委員会等に関する法律第 38 条第 1 項の規定に基づき意見書を提出いたします。

1. 担い手への農地の集約とその対策

[持続可能な農業、農村の振興対策]

農業を取り巻く情勢は、高齢化や担い手不足、農産物の輸入等により年々厳しい状況となっている。そんな中、少ない担い手で農地を守っていくためには、農業で生活できる一定の収入を得ることが必要である。しかし、収入の良い畑作中心へ転換すると、1人で管理できる面積が限られ、広い農地をカバーすることは難しい。生活できる安定した収入と、地域の農地を効率よく管理できる対策を検討されたい。

[集落営農組織の維持]

近い将来、個人で農地を守っていくには厳しい状況となり、各地域で集落営農組織を立ち上げ、農地維持に取り組んでいる。この集落営農組織は、これからの地域全体を守っていくためには欠かせない存在であり、引き続き行政の支援、指導、補助金の充実を図られたい。例えば、農業用機械更新時の補助や集落営農組織が管理している共同倉庫、その敷地等に係る固定資産税の減免制度の創設など、今一度検討されたい。

[山間地域の農地を守る対策]

窪川地域では営農支援センターが設置され、作業受託により農地の維持や労働力不足の農家を支えている。今後、高齢化が進み農家人口も減少する中、特に大正・十和地域の農地を守っていくために山間地に合った高収益な基幹作物の導入や、窪川地域の営農支援センターのような大規模な農業受委託組織を行政のリードのもと大正・十和地域にも設立することを検討されたい。

[農業用施設整備]

農業用施設の維持管理についても、高齢化や人口減少により地域で担うことが厳しい状況となりつつある。特に用水路については、営農に欠くことのできない重要施設であり、交付金などの補助制度を活用し集落で整備は行っているが、資金面、人力面で地域だけでは整備しきれない箇所が増えている。今後担い手の労力軽減にも繋がることから農業用施設整備の予算を確保されたい。

[遊休農地の発生防止とその解消対策]

毎年実施している農地パトロールにおいて、毎年新たに遊休農地が確認されている。その遊休農地は条件不利地も多く、その為地域で耕作する者もなく、また農地中間管理機構を通じても相手が見つからない場合が多い状況となっている。これらの農地の中には、基盤整備等実施できれば耕作希望者もいることもあり、小規模でも可能な基盤整備事業の制度を創設し、遊休農地解消、限られた農地の有効利用に繋げる支援を検討されたい。

2. 鳥獣害防除対策

イノシシ、シカ、サルなどの野生鳥獣による被害は町内全域でみられている。捕獲報奨金制度により一定数捕獲されてはいるものの、いまだ被害は減少しない状況である。

高齢化等、狩猟免許所持者は減少傾向にあり、引き続き新規狩猟者を増やす対策を取られたい。また、捕獲した個体の処理に苦慮している状況であり、個体処理ができる仕組みづくりを構築し、捕獲頭数増加に努められたい。

人・農地プラン座談会でも、多くの地域から鳥獣害に対して意見が出ている。耐用年数に達していなくても、傷んだ金網柵の修繕や買い替えに対する補助も検討されたい。

3. 農業労働力確保対策

基幹作物であるミョウガ、生姜、ニラ、ピーマン等は、労働力軽減のため機械化が進みつつあるが、最終作業では手作業が必須である。特に生姜は栽培面積が広く、収穫時期が短期間に集中するため多くの人出を必要とする。また、基幹作物以外にも人手不足は深刻であり、今年に関してはコロナウイルスの影響もあり、県内外からのアルバイト確保の見通しは立っていない。

今後高齢化、人口減少により確実に労働力が一層不足してくる。今開発が進んでいる ICT などのスマート農業を取り入れることで、これまで農作業にかかってきた労力を減らすことができると考えられる。

労働力不足を補い経営の安定を計るため、人手確保とともに機械化できるところは機械化を進め、労働力不足に対応できる対策を検討されたい。

4. 新規就農促進対策

農業者の確保と農地の維持・継続のため、親元就農をはじめとする新規就農者が就農前から就農時、就農後の一貫した支援を受け、安定的な経営が図れるよう継続的な対策を引き続き支援されたい。

特に山間地域でも新規就農者が農業で生計が立てれるよう、有望となる品目を模索されたい。

5. 農産物の地消・地産の推進

地元の食材を食べることで、子供たちは生産者の姿を知り、自分たちのふるさとを知り、ふるさとを愛する大人へと成長する。生産者は子供たちが食べることで励みとなる。

安全安心な地元の食材を未来ある子供たちが食せるよう、学校給食に地元食材を可能な限り使用するよう引き続き努めていただきたい。

また、地域を回り、直販所に運ぶ手立てのない生産者の作物を集荷する仕組みを作ることで、高齢生産者や小規模農家の生産力向上が期待される。関係機関と連携を取り、地消地産をより一層進める体制づくりを推進されたい。

6. 新型コロナウイルス対策

新型コロナウイルスの影響により社会全体の在り方が大きく様変わりしようとしている。生活スタイルの変化も大きくなると想定できる中、コロナ禍が一段落した後、今とは需要と供給のバランスが大きく違っている可能性は十分考えられる。今は感染対策が最重要であるが、収束後の出荷体制、対策も今から検討していく必要がある。

また、農家も不安を感じながら日々農作業を行っており、農作業時の感染対策について考えられる予防策を農家任せにせず、関係機関と連携して情報発信されたい。

という以上です。これについて、これはおかしいとかここは変えたらいいのではないかなど意見がございましたらよろしく願いいたします。

議長 議案第 42 号について説明が終わりました。

議長 議案第 42 号について質疑を許します。ご意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第 42 号 「農地利用最適化推進施策等に関する意見書の提出について」原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第 42 号 「農地利用最適化推進施策等に関する意見書の提出について」は、原案のとおり可決されました。

議長 お諮りいたします。

ただいま、議案第 42 号が、議決されました。

町に対する意見書提出については、11 月 6 日を予定しております。私と太田会長職務代理、建議検討委員会の山本道雄委員長、中原英昭副委員長にて行いたいと思います。これにご異議はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 ご異議が無いようですので、4 名で提出してきたいと思います。11 月 6 日は、午前中に議会との意見交換会がありまして、午後に意見書の提出を行いたいと思います。よろしく願いいたします。

議長 続いて。日程第 13 議案第 43 号 「農地利用最適化推進委員の補充について」

議 題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 43 号 「農地利用最適化推進委員の補充について」説明いたします。添付資料の 105 ページから 107 ページに推進委員の委嘱に関する規定を付けております。規定の第 10 条をご覧ください。農業委員長は、推進委員に欠員が生じ、農業委員会の運営に支障が生ずるおそれがある場合は、この規定に定める手続きに基

づき、速やかに推進委員の補充に務めるものとする。とあります。この規定に定める手続きとは、今の委員さんの募集の時と同じように広報等で周知し、その後 4 週間募集となります。支障が生ずるとは、一人減るわけですので支障が出ないわけではないのですが、他の委員でカバーできれば補充しなくてもよいとなります。東又地区の委員さんにご相談したところ承諾していただき役員会でも確認し今回残りの期間、補充は行わないものとしたと思います。よろしく願いいたします。

議長 議案第 43 号について説明が終わりました。東又地域の委員の皆さん何かございましたらお願いします。9 番 太田委員。

9 番 猪野啓一委員が亡くなりまして、猪野啓一委員の担当地区でありました、向川・数神・本堂の 3 地区が担当でした。東又の委員さん、山本奨一委員は、志和地区なので、3 人おりますので澤田憲男委員、山本道雄委員で割り振りまして、私が向川、山本道雄委員が数神、本堂を澤田憲男委員が残り 10 ヶ月担当することとします。

議長 議案第 43 号について質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。
議案第 43 号 「農地利用最適化推進委員の補充について」は、今回の欠員に伴う補充は行わないものとするに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。
よって、議案第 43 号「農地利用最適化推進委員の補充について」は、今回の欠員に伴う補充は行わないことに決定しました。
関係する委員さんには、大変ご苦勞をおかけしますが、どうぞよろしくお願い致します。

議長 続いて、日程第 14 その他の件について議題とします。
事務局ではありませんか。

事務局 早いもので来年の 3 月には来期の委員さんの募集が始まります。この改選に向けて推進委員の担当地区の配分についてお聞きしたいと思います。推進委員さんは、添付資料の 107 ページの表のと通りの割り当て人数で活動していただいております。3 年間やってきて、このままでよいようでしたら来期も変更なくこの配分で募集を行いたいと思います。このままで構いませんでしょうか。

議長 何かこの件について、ご意見ございませんか。

事務局 3月の募集の時には皆さんよろしくお願いいたします。

議長 委員の皆さんで何かありませんか。
なければ、その他の件については終了いたします。
これで、本総会に付議されました案件は、すべて終了いたしました。
ご起立をお願いします。以上をもちまして、令和2年度 四万十町農業委員会 10
月総会を閉会いたします。礼。ありがとうございました。

閉会 午後4時00分